

インターネット支店取引規定

本規定は、お客さまが高鍋信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）インターネット支店（以下、「当支店」といいます。）とのお取引を行う場合は、次の規定（以下「本規定」といいます。）により取扱います。

当支店と取引を行う場合は、本規定および本規定にて明記している規定等のほか、別途当金庫が定める各取引規定等が適用されることに同意したものととして取扱います。

第1条（取引の範囲）

本規定は、次の各号に定める取引のほか、この取引に係るお客さまと当支店との間で行われるすべての取引（以下、単に「取引」といいます。）について適用されます。

1. 印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座）取引
2. その他当金庫所定の取引

第2条（反社会的勢力との取引拒絶）

本条第1項、第2項(1)から(5)および第3項(1)から(5)の一つでも該当する場合には、当金庫は預金の開設をお断りするものとします。また、次の各項の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、預金口座を解約することができるものとします。

1. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前(1)から(4)に準ずる行為

第3条（法令上の義務の履行）

1. 取引にあたって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以後、「犯罪

お益移転防止法等」といいます。) 所定の方法により、取引時確認をさせていただきます。

2. 当金庫が必要と認めた場合は、お客さまのお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。取引時確認のために送付した取引関係文書が不着で返送された場合、または当金庫からお客さまへの連絡がとれなかった場合は、口座開設は行いません。また、お客さまのお届け内容に疑義があると当金庫が判断した場合は、口座開設を行わないことがあります。
3. 前項により当金庫が口座開設を行わなかったことによってお客さまに損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
4. 口座開設後、当金庫は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握する必要がある場合、その他当金庫が必要と認めた場合、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまがこれに応じていただけない場合（当金庫が定める期日までに当金庫に連絡がない場合、お客さまのお届け住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
5. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
6. 前 4 項、前項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第4条（取引の開始）

1. 当支店と取引を行うことができるお客様は、日本国内居住の満 18 歳以上の個人の方で、次の条件を満たし、かつ当金庫が適当と認めた方に限ります。
 - (1) 日本国籍を有する方または特別永住者の方
 - (2) 当金庫営業区域内（宮崎県内）に居住、またはお勤めの方
 - (3) 現在のご住所、お名前が記載された有効な個人番号カードをお持ちの方
 - (4) 税法上の居住地国（納税地国）が日本のみの方
 - (5) 米国納税者に該当しない方
 - (6) 外国政府等において重要な公的地位にある方（あった方）またはそのご家族のいずれにも該当しない方
 - (7) 成年後見制度をご利用されていない方またはご利用の対象でない方
 - (8) 少額貯蓄非課税制度（マル優）をご利用されない方
 - (9) 取引を事業でお使いになることを目的としない方
2. 当支店との取引は、お客さまが本規定を承認し、当金庫所定の手続きによる普通預金口座（印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座））の開設、しんきん通帳アプリのダウンロード、I Cキャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます。）の発行を完了した後に開始します。
 - (1) 普通預金口座（印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座））は、お客さまお 1 人につき 1 口座とし、キャッシュカードの代理人カードは発行しません。
 - (2) 普通預金口座（印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座））は、残高 0 円で開設します。なお、

取引口座開設にあたっての本人確認は、当金庫所定の手続きによります。

3. 当支店以外の当金庫本支店から、取引店の変更（当支店への移管）をすることにより、当支店と取引を開始することはできません。
4. 前2項以外の取引は、お客さまが本規定を承認し、取引の申込みを行ったうえ、当金庫がこれを受領し承認して所定の手続きを完了した後に開始します。

第5条（お届印）

1. 当支店の普通預金口座（印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座））の開設にあたっては、ご印鑑の届出は不要です。
2. しんきん通帳アプリを利用した印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座）への定期預金の預け入れにあたっては、ご印鑑の届出は不要です。
3. しんきん通帳アプリを利用した印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座）を支払指定口座とする新型自動振替専用定期積金の契約にあたっては、ご印鑑の届出は不要です。
4. 当金庫制定の各種申込書、諸届その他の書類の提出の際も、押印欄への印鑑の押印は不要です。ただし、当支店以外の当金庫本支店にて提出される場合は、窓口等にて所定の本人確認をさせていただきます。
5. 各種収納企業・機関宛てに預金口座振替依頼書等を提出される際は、押印欄に任意のご印鑑（ゴム製印章は除きます）を押印して提出してください。各種収納企業・機関から当支店に預金口座振替依頼書等が送付された場合、口座開設時に登録していただいている電話番号に架電する等の方法で内容の確認をさせていただきます。3営業日以内にご連絡がない場合は書類の提出はなかったものとしします。
6. 取引の条件等によりお届出印の登録が必要な場合には、当金庫所定の書式にて取引に使用する印章により印鑑を届出いただく場合があります。

第6条（通帳・証書・取引明細・残高証明書等）

1. 当支店では、預金通帳、証書を発行しません。
2. お客様と当支店との間の取引明細等は、しんきん通帳アプリ、インターネットバンキングにより確認してください。
3. 残高証明書、取引履歴明細表等を必要とされる場合は、当金庫所定の方法による申込みにより発行します。なお、この場合、当金庫所定の手数料をいただきます。
4. お届けの住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当金庫の責めに帰すことができない事由により紛争が生じても、当金庫は責任を負いません。

第7条（現金の預入れ・払戻し等の当支店との取引）

1. お客さまは、キャッシュカードカード規定その他準用規定で定めた本人確認手続きを行うことにより、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（以下「ATM等」といいます）および当金庫本支店窓口にて、キャッシュカードカードを使用し行なう普通預金に係る現金の預入れ、払戻しおよび普通預金からの振替による振込その他キャッシュカードで可能な取引ができます。
2. インターネットバンキングをご契約のお客さまは、しんきん個人インターネットバンキング利用規定その他準用規定で定めた本人確認手続きを行うことにより、インターネット回線に

接続した情報端末を使用して、インターネットバンキングサービスで可能な取引ができます。

3. 定期預金は、しんきん通帳アプリを利用し、お客さま名義の当支店の普通預金口座を介して振替による預入れまたは支払いを行うものとします。

第8条 (ATMの故障や通信機器およびコンピューター等の障害時の取扱い)

1. 停電、故障等により当金庫のATMによる取引ができない場合および通信機器、回線およびコンピューターの障害等により、インターネットバンキング・しんきん通帳アプリによる取引ができない場合には、当金庫所定の方法で預金の預入れ・払戻し等をお受けいたします。
2. 前記1の理由により当金庫ATMおよびインターネットバンキング・しんきん通帳アプリによる取引ができない場合に、当金庫のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第9条 (証券類の取扱い)

1. 当支店は、手形、当座小切手等の発行はしません。
2. 各種預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはしません。

第10条 (マル優の取扱い)

当支店は、少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはしません。

第11条 (定期預金の取扱い)

1. 当金庫本支店に総合口座をお持ちの方は、当支店で定期預金を契約することは出来ません。
2. 当支店で預入れ可能な定期預金は、当金庫所定の定期預金とします。
3. 預入れおよび解約等は、当支店所定の方法により行うものとします。
4. 満期日前に解約する場合は、当金庫所定の方法により受け付けいたします。その場合、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
5. 定期預金の払戻し元利金は、当支店のご本人名義の普通預金へ入金いたします。
6. 元金の一部を解約することはできません。

第12条 (定期積金の取扱い)

1. 当支店で預入れ可能な定期積金は、新型自動振替専用定期積金とします。
2. 預入れおよび解約等は、当支店所定の方法により行うものとします。
3. 原則として、満期日前に解約する場合は、当金庫所定の方法により受け付けいたします。その場合、当金庫所定の方法で利息相当額を計算いたします。
4. 定期積金の払戻し金は、当支店のご本人名義の支払指定口座へ入金いたします。

第13条 (投資信託の取扱い)

1. 当金庫所定の方法により投信口座を開設することができます。なお、投信口座の開設にあたっては当金庫所定の取引開始基準に照らして審査を行い、この審査によりお申込みをお断りする場合があります。この場合は当金庫所定の方法によってその旨通知します。また、これによって生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。
2. 当支店で開設する投信口座は特定口座とし、お客さまひとりにつき一口座とします。なお、当支店以外の当金庫本支店で投信口座または特定口座をすでにお持ちのお客さまは、当支店

での投信口座を開設することはできません。

3. 投信口座の開設において、取引にかかる清算代金の入出金口座は当支店の普通預金口座といたします。
4. 投信取引は、購入する商品の最新の目論見書の内容を十分に理解したうえでお客さま自らの判断と責任において取引を行うものとします。

第14条（消費者ローンの取扱い）

1. 消費者ローンとは、当金庫で取扱う無担保扱いの証書貸付（カードローン含む）とします。
2. 当支店で取扱う消費者ローンは当金庫が定める所定の消費者ローンとし、すべてインターネット（パソコンまたはスマートフォン）から申込受付するWEB完結ローンとします。
3. 消費者ローンを受付できるお客さまは当金庫が定める所定の本人確認ができる方に限られます。
4. 当支店で消費者ローンを取扱いしたお客さまは、いかなる理由があっても当支店および当金庫本支店との複数の店舗で融資取引を取扱うことはできません。（総合口座の貸越は除きます）
5. 申込みにあたっては当金庫所定の基準に照らして審査を行い、審査により申込みをお断りする場合があります。この場合、当金庫所定の方法によりその旨を通知します。なお、これによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
6. 消費者ローンの取扱いにおいては、別途定めるローン規定および保証委託約款等、所定の規定が適用されます。
7. ご利用金額の合計が700万円を超えるときは出資加入が必要となります。

第15条（自動支払い等の取扱い）

1. この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
2. 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
3. 自動支払いが完了した後に、既に支払いが完了した各種料金等の支払いを取りやめることはできませんので、預金口座振替契約先機関（以下、「収納機関」といいます。）との間で協議してください。
4. 自動支払いの停止については、収納機関に依頼することにより停止手続きを行ってください。

第16条（振込み等の取扱い）

1. 当支店の普通預金口座（印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座））は給与、年金の振込口座に指定することができます。
2. 当支店の口座を海外からの送金の受取口座とすることはできません。
3. 振込みの依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下、「訂正」といいます。）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます。）はできません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当金庫所定の手続きにて本人確認を行ったうえ、受付けるものとします。
4. 組戻しにより、お客さまの指定する振込先口座のある金融機関（以下、「振込先金融機関」といいます。）から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。な

お、この場合振込手数料は返却いたしません。

5. 前3、4項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第17条（諸手数料）

1. 当支店との取引で生じた当金庫所定の手数料等については、当支店の普通預金口座（印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座））から払戻請求書等の提出なしに引落します。
2. 当金庫が手数料等を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容もしくは新設内容を当金庫のホームページへ掲載することにより告知します。

第18条（取引・サービス等の変更）

当金庫の都合により、当支店で取扱う取引の種類、サービス、金利、手数料等の内容を変更することがあります。その場合は、当金庫ホームページへの掲示にて告知するものとします。

第19条（届出事項の変更等）

1. お客様の依頼内容等を再確認するため、Eメールアドレスの登録は必須となっています。口座開設時に登録したEメールアドレスを変更する場合は、遅延なく所定の方法で当金庫までお知らせください。届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 住所、氏名、携帯電話番号、その他当金庫への届出事項の変更があったときは、遅延なく当金庫所定の方法により当支店に届出てください。届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. お客様が当支店に届出た住所、携帯電話番号、Eメールアドレスが、お客様の責に帰すべき事由により、お客様以外の住所、携帯電話番号、Eメールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
4. 届出の住所宛に送付した通知または送付書類が未着として返戻された場合、当金庫は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部のお取引を制限できるものとします。また、返戻された送付物に関し、当支店は保管責任を負いません。
5. 当支店以外の当金庫本支店に取引があるお客様は、届出事項の変更の際に、別途当金庫本支店窓口にて手続きが必要となる場合があります。
6. 変更の届出は当金庫の変更処理が完了した後に有効になります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客様に損害が生じても当金庫は責任を負いません。

第20条（喪失の届出）

1. キャッシュカードおよびお客様カード等を紛失等したときは、直ちに当支店へ電話連絡するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
2. キャッシュカードおよびお客様カード等を紛失等した場合、喪失の届出がなされる以前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第21条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の

氏名その他必要な事項を、書面によって当金庫に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当支店に届出てください。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を、書面によって当金庫に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前1、2項と同様に当金庫に届出てください。
4. 前1項から3項の届出事項が生じた場合には、この預金口座は、当支店以外の当金庫本支店に、取扱店を変更させていただきます。
5. 前1項から3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当金庫に届出てください。
6. 前1項から5項の届出前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第22条（通知および告知方法）

1. 当金庫からお客さまに対する通知および告知は、当金庫のホームページへの掲載、電子メールの送信、ショートメッセージサービス（以下、「SMS」という。）の送信、書類等の送付その他の方法により行います。
2. 届出の氏名・住所にあてて送付した書類等が未着として当金庫に返戻された場合、当金庫は以降の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された書類等について当金庫は保管責任を負いません。
3. 届出の電子メールアドレス（SMS含む）、氏名・住所にあてて当金庫が通知、告知または書類等を送付した場合には、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第23条（個人情報の取扱い）

1. 当金庫は、お客さまの個人情報（以下「個人情報」といいます。）を当金庫の「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」にしたがい取扱います。
2. 「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」は当金庫ホームページ上に掲載します。

第24条（譲渡、質入れ等の禁止）

1. この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第25条（解約）

1. 取引を解約する場合には、当支店もしくは当金庫本支店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行なってください。なお、当支店の普通預金口座（印鑑レスデジタル通帳口座（総合口座））を解約する場合には、同時に当支店とのその他すべての取引を解約してください。また、当金庫所定の手続きに不備がある場合または手数料が未払いなどの場合は、取引を解約しないことがあります。解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことによりお客

さまに損害が発生することがあっても、当金庫は責任を負いません。

2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預金の預金者が第24条第1項に違反した場合
 - (3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (4) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
3. この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
4. 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、キャッシュカードを持参のうえ、当支店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
5. この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
6. 前5項でお支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約口座の再利用はできません。

第26条（免責事項）

1. 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取引を行ったうちは、暗証番号、印章等に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、お客さまは、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者保護等に関する法律」および準用規定により一定の基準による損害の補てんを当金庫に請求することができます。
2. 送付上の事故等当金庫の責によらない事由により、第22条での通知、告知または書類等が延着もしくは到着しなかった場合または第三者が通知、告知または書類等の内容を知り得た場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 通信不通、停電、故障等当金庫の責によらない事由により、インターネットバンキングサービス、ATM等の障害で取引ができない場合または取引に関して当金庫から送信した情報の表示が遅延もしくは不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

4. 災害、事変もしくは著しい社会変動等当金庫の責によらない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
5. お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第27条（規定等の準用）

1. 当支店との取引において、本規定に定めのない事項については、しんきん個人インターネットバンキング利用規定、しんきん通帳利用規約、アプリ利用規約の他、当金庫が定めた各規定等および各取引規定等により取扱います。
2. 本規定と他の規定等の定めが異なるときは、本規定が優先します。
3. 当金庫が定めた各規定等は、当金庫ホームページへの掲載により告知します。

第28条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

第29条（準拠法・合意管轄）

1. 当支店との取引の契約基準法は、日本法とします。
2. 当支店との取引に関する訴訟については、当金庫本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上